

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年6月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人耕太郎農園
- 3 代表者の氏名
高波 耕太郎
- 4 主たる事務所の所在地
上越市安塚区牧野 315 番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と障害者や高齢者に対して、地域社会を豊かで住みよくするための保健、医療又は福祉の増進に関する事業と、農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動として、農業者の育成と都市との交流等を行い、これらの増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～④ (略) ⑤ <u>一般乗用旅客自動車運送事業</u>	(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～④ (略)